

福岡都市圏南部環境事業組合職員の職務に 専念する義務の特例に関する条例

〔平成18年5月1日〕
〔条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の職員(以下「職員」という。)の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることできる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 地震、火災、水害その他重大な災害に際し、応急救助に従事する場合

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。